

# 神奈川県立大師高等学校 P T A 規約

## 第 1 章 総 則

(名称および事務局)

第 1 条 この会は、神奈川県立大師高等学校 P T A と称し、事務局を同校内におく。

(目 的)

第 2 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭・学校・社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

(方 針)

第 3 条 この会は、前条の目的達成のために、次の方針に従って活動する。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上につとめる。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡のもとに、生徒の心身の健全な発達および福祉の増進につとめる。
- (3) 生徒の教育環境の改善につとめる。
- (4) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体・機関との協力につとめる。

(性 格)

第 4 条 この会は、会員の総意によって民主的に運用される自主独立の任意団体で、他の団体・機関の支配・干渉を受けることなく、また、営利的・宗教的・政党的活動には、いかなる関係ももたない。

2 この会は、学校の人事・その他学校運営の基本事項には関与しない。

(個人情報保護)

第 5 条 この会は、その活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 2 章 会員および役員

(会 員)

第 6 条 この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校の職員とする。

(役 員)

第 7 条 この会には、次の役員をおく。

ただし、(2)、(3)、(4)においては、必要に応じて若干名の増員ができる。

- (1) 会 長 1 名 (保護者)
- (2) 副会長 2 名 (保護者)
- (3) 書 記 3 名 (保護者 1、教職員 2)
- (4) 会 計 3 名 (保護者 1、教職員 2)

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表して会務を総括し、総会および役員会・運営委員会・合同委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会および役員会・運営委員会・合同委員会等の議事を記録し、各種文書を保管し、この会の庶務を行う。

(4) 会計は、この会の財産を管理し、総会の決定した予算に基づいて、この会の会計事務を処理し、総会において決算報告をする。

(役員を選出)

第9条 役員は、別に定める役員候補者指名委員会の推薦により、総会において選出される。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会)

第11条 役員会は、役員および校長・副校長・教頭をもって構成し、運営委員会の内部機関として、必要に応じてその運営の基本的事項を審議する。

### 第3章 会計監査

(会計監査委員)

第12条 この会には、2名の会計監査委員(保護者)をおく。

(会計監査委員の任務)

第13条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。また、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

(会計監査委員の選出・任期)

第14条 会計監査委員の選出および任期は役員に準ずる。

### 第4章 会計

(経費)

第15条 この会の経費は、会費・教育援助費およびその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会費は、月額250円とする。

3 この会の教育援助費は、月額700円とし、広く教育活動及び環境整備費等を援助する。

4 記念事業等積立金は、記念事業の実施、及び、緊急災害時のための備蓄、諸設備の充実、生徒の教育活動のために充てるものとする。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 総会

(総会)

第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関で、定例総会と臨時総会とに分ける。

(定例総会)

第18条 定例総会は、毎年1回年度の始めに開催し、次の事項を審議する。

(1) 前年度の事業ならびに決議報告

(2) 新年度の役員ならびに会計監査委員の選出

(3) 新年度の事業計画案ならびに予算案

(4) その他の運営のための必要事項など

(臨時総会)

第19条 会長および運営委員会が必要と認めるとき、または、全会員の5分の1以上の要求が

あった場合は、臨時総会を開催することができる。

第20条 総会の日時・場所・議題は、1週間前までに全会員に通知する。

第21条 総会の定足数は、全会員の2分の1とし、委任状をもって出席にかえることができる。

2 総会における議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第6章 運営委員会

(運営委員会)

第22条 運営委員会は、この会の最高執行機関であって、役員・常任委員会の正・副委員長および校長・副校長・教頭をもって構成する。

2 運営委員会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の要求があった場合は、開催することができる。

(運営委員会の任務)

第23条 運営委員会の任務は次の通りとする。

- (1) 総会において委任された事項の処理
- (2) 各委員会の立案計画の審議
- (3) 会長の諮問による必要な事項の立案・調査
- (4) 総会に提出する議案および報告書の作成
- (5) その他運営のための必要事項の審議
- (6) 役員・会計監査委員に欠員が生じた場合は、第8条および第13条に定める規定にかかわらず後任を指名し補充する。ただし、会長の場合は総会の承認を得る。

第24条 運営委員会は、毎学期1回以上これを開き、委員の3分の2以上の出席により成立する。

## 第7章 常任委員会

第25条 この会には、必要に応じて次の常任委員会をおくことができる。

(1) 成人教育委員会 (2) 広報委員会

(3) 環境整備委員会 (4) 年次委員会(各年次)

2 各常任委員会は、若干名の委員をもって構成し正副委員長をおく。

3 各常任委員会の委員および正副委員長は、会長がこれを委嘱する。

4 各委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

5 各常任委員長は、事業・議事を記録し、保管する。

6 運営委員会の承認を得て、同条第一項のほか、新たに常任委員会を設けることができる。

(各常任委員会の任務)

第26条 常任委員会の任務は次の通りとする。

(1) 成人教育委員会は、会員の教養の向上と会員相互の親睦をはかる。

(2) 広報委員会は、会報の発行、その他の文書を通して、この会の活動状況・その他を全員に周知徹底し、会員の相互理解・PTA活動に対する理解を深める。

(3) 環境整備委員会は、学校の教育的環境の整備をはかり、会員および生徒の福利に寄与する。

(4) 年次委員会は、総会で承認された年度方針に基づいて、各年次・各学級での教育上の諸問題について、調査・研究・立案を行ない、学級PTAの運営に協力する。

## 第8章 合同委員会

(合同委員会)

第27条 合同委員会は、運営委員・会計監査委員・常任委員および校長・副校長・教頭をもって構成し、必要に応じて、会長が召集する。

(合同委員会の任務)

第28条 合同委員会は、総会準備にあたるほか必要事項について審議する。

## 第9章 特別委員会

(特別委員会)

第29条 会長は、必要に応じて、運営委員会の議決を経て、特別委員会を設けることができる。

## 第10章 補則

(規約の改正)

第30条 この会の規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意により改正することができる。

(細則)

第31条 校長・副校長・教頭は、学校代表として各会議に出席し、必要に応じて意見を述べるることができる。

第32条 この規約の施行に必要な細則及びこの会の個人情報の保護に必要な個人情報取扱規則は、運営委員会の承認を得て別に定める。

2 細則または個人情報取扱規則を制定または改訂した場合は、この結果を全会員に知らせなければならない。

## 附則

この規約は、昭和58年4月5日から施行する。

この規約は、平成5年5月15日から改正施行する。

この規約は、平成7年5月6日から改正施行する。

この規約は、平成11年1月30日から改正施行する。

この規約は、平成14年3月2日から改正施行する。

この規約は、平成16年5月8日から改正施行する。

<改訂>第14条5 入会金廃止について

この規約は、平成18年5月13日から改正施行する。

<改訂>第4章第14条4を削除し第4章第14条5を4に繰り上げる。

この規約は、平成26年5月17日から改正施行する。

<改訂>第14条4を記念事業等積立金に変更する。

<削除>第18条指名総会の規定を削除する。

<改訂>第24条及び第25条の学年委員会を削除する。

<削除>第31条学級代表委員の規定を削除する。

この規約は平成28年5月14日から改正施行する。

<改定>第14条3教育援助費を月額800円から750円とする。

この規約は平成31年5月11日から改正施行する。

<改訂>第5条を追加。以下、項番をひとつずつ加算変更する。

<改訂>第15条2会費を月額400円から350円とする。

<改訂>第32条の個人情報取扱規則の条項を追加。

<改訂>第15条2会費を月額350円から250円とする。

この規約は令和7年4月1日から改正施行する。